府　令

○内閣府令第九号

公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律（令和四年法律第四十一号）及び公認会計士法施行令等の一部を改正する政令（令和五年政令第十五号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、公認会計士法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和五年一月二十五日

内閣総理大臣　岸田　文雄

公認会計士法施行規則等の一部を改正する内閣府令

（公認会計士法施行規則の一部改正）

第一条　公認会計士法施行規則（平成十九年内閣府令第八十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 ［第一章～第四章　略］ 第五章　上場会社等に係る財務書類の監査又は証明に関する特則（第八十三条―第九十六条） 附則 （監査関連業務等） **第九条**　［略］	目次 ［第一章～第四章　同上］ 第五章　雑則（第八十三条） 附則 （監査関連業務等） **第九条**　［同上］
2　［略］ 3　法第二十四条の三第三項（法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一　他の公認会計士の監査証明業務に補助者として従事しているにもかかわらず、当該監査証明業務に当該他の公認会計士と同程度以上に実質的な関与をしていると認められる業務 二　他の公認会計士から委託を受け、監査証明業務に係る審査（被監査会社等の財務書類に係る意見又は結論を表明するに先立ち、意見又は結論の形成に至る一切の過程の妥当性について検討し、必要な措置を講じることをいう。第二十三条第二号及び第二十六条第五号において同じ。）を行う業務 三　監査法人の監査証明業務に補助者として従事しているにもかかわらず、当該監査証明業務に当該監査法人の法第三十四条の十二第二項に規定する社員と同程度以上に実質的な関与をしていると認められる業務 4　［略］ （単独監査を行うやむを得ない事情） **第十一条**　法第二十四条の四ただし書（法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。 ［一・二　略］ 三　共同して監査証明業務を行う他の公認会計士若しくは監査法人又は補助者として使用する他の公認会計士が移転したことにより、当該他の公認会計士若しくは監査法人と共同し、又は当該他の公認会計士を補助者として使用して行うことができなくなったこと。 ［四・五　略］	2　［同上］ 3　［同上］ 一　他の公認会計士の監査証明業務に補助者として従事しているにもかかわらず、当該業務に当該他の公認会計士と同程度以上に実質的な関与をしていると認められる業務 二　他の公認会計士から委託を受け、監査証明業務に係る審査（被監査会社等の財務書類に係る意見又は結論を表明するに先立ち、意見又は結論の形成に至る一切の過程の妥当性について検討し、必要な措置を講じることをいう。第二十三条第二号及び第二十六条第四号において同じ。）を行う業務 三　監査法人の監査証明業務に補助者として従事しているにもかかわらず、当該業務に当該監査法人の法第三十四条の十二第二項に規定する社員と同程度以上に実質的な関与をしていると認められる業務 4　［同上］ （単独監査を行うやむを得ない事情） **第十一条**　［同上］ ［一・二　同上］ 三　共同して監査証明業務を行う他の公認会計士若しくは監査法人又は補助者として使用する他の公認会計士が移転したことにより共同で当該業務を行うことができなくなったこと。 ［四・五　同上］